民 法 等 Contents

目 次 & 進度表

		基本講義	ナャレンジ講義マスター講義
第1章/入門	1		
第1節	基本用語の意味2		
第2節	契約	1	
第2章/契約	の有効要件		1
第1節	意思表示		
第2節	行為能力 ······ 22		
第3章/売買	契約 33	2	
第1節	債務不履行34		
第2節	契約の解除39		
第3節	手付 42		2
第4節	売買の契約内容不適合 (売主の担保責任) 等… 43		
第5節	危険負担等 48	3	
第4章/代理	57		
第1節	代理 58		
第2節	無権代理 65		3
第5章/時効	制度 ······· 73	4	
第1節	時効		
		1	1

		基本講義	チャレンジ講義
第6章/債権	電の譲渡・消滅83		
第1節	債権譲渡 ····································	P.91 まで	
第2節	債権の消滅 88	6	
第3節	債権者の保護 96		4
第7章/連帯	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	5	
第1節	連帯債務 102		
第2節	保証債務 106		
第8章/さま			
第1節	委任		(5)
第2節	請負120		3)
第3節	贈与等123		
第4節	不法行為等 124	6	
第9章/物格	Ī ····· 133		
第1節	物権の特徴 134		
第2節	物権変動の対抗要件 136		
第3節	所有権と共有 143		6
第4節	用益物権	7	
第5節	占有権		
第 10 章/担			
第1節	担保物権の性質 158		
第2節	抵当権161	8	7
第3節	質権174		
第4節	法定担保物権 176		

		基本講義	チャレンジ講義
第 11 章/相	続		
第1節	相続	7	
第 12 章/不	動産の公示制度(不動産登記法) 197		
第1節	登記の仕組みと公開 198		8
第2節	登記の手続き 202	9	
第3節	さまざまな登記 I 207		
第4節	さまざまな登記Ⅱ 210		
第 13 章/賃	貸借契約等・借地借家法 221		
第1節	賃貸借契約等(民法) 222	10	9
第2節	借地権		
第3節	借家権		
第4節	地代及び家賃 246		
第 14 章/建	物区分所有法 257	(1 <u>1</u>)	(10)
第1節	区分所有建物 258		
第2節	区分建物の登記(不動産登記法) 261		
第3節	集会の決議 264		

⁽注)・基本講義・実力完成講義の④は、第6章第2節②の弁済までとします。

[・]基本講義・実力完成講義の⑦は、第9章第3節~第5節及び第11章となります。

検索用目次(索引としてお使い下さい)

1解	笑約の解除		•••••		•
//-	余できる場合	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			. ;
2解	余の方法				. ;
3解	余の効果		•••••		• 2
4 解	余権の消滅 …		•••••		• 2
第3節	手付				• 2
1手	寸の性質				• 2
2解	約手付による	解除	•••••		• 2
第4節	売買の契約	内容不適合	(売主の担保責任	壬)等	• 2
1売	主の担保責任	の性質			• 2
2 売	主の担保責任	の内容	•••••		• 2
3担任	呆責任に関す	る特約	•••••		• 2
4 権	削の全部が他	人に属する	場合		• 2
第5節	危険負担等	:			• 2
1危	负負担				• 2
2履	庁遅滞中等の	履行不能と	帰責事由		• 2
3 停」	上条件		•••••		• 2
4 買	灵し特約		•••••		. [
POINT	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			. [
第 4 辛 /4	少				. 1
17		 			. [
					. !
3代3	理人の行為能	力			· (
3代3 4代3	理人の行為能 理権の消滅 …	力			· (
3代 4代 5自	理人の行為能 理権の消滅 … 己契約・双方	力	祖反行為		· (
3代3 4代3 5自i 6代3	理人の行為能 理権の消滅 … 己契約・双方 理行為	力	相反行為		· (
3代3 4代3 5自t 6代3 7復f	理人の行為能 理権の消滅 … 己契約・双方 理行為 代理	力 ····································	相反行為		· (
3代理 4代理 5自证 6代理 7復代 第2節	型人の行為能 理権の消滅 … 己契約・双方 理行為 代理 無権代理 …	力	相反行為		· () · () · () · () · ()
3代3 4代3 5自i 6代3 7復f 第2節	型人の行為能 理権の消滅 ·· 己契約 · 双方 理行為 ······· 代理 ········ 無権代理 ·· 権代理行為 ··	力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	相反行為 ······		· ! · (· (· (
3代理 4代理 5自证 6代理 7復作 第2節 1無程 2表	型人の行為能 理権の消滅 ·· 己契約 · 双方 理行為 ······· 代理 ······· 無権代理 ··· 権代理 (で	力 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	相反行為		· ; · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
3代理 4代理 5自自 6代理 7復 第2節 1無相 2表型	型人の行為能 理権の消滅 ·· 己契約 · · · · · · 理行為 · · · · · · 代理 · · · · · · · · 惟代理の成立 快義の)無権	力 ····································	相反行為		· ; · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
3代理 4代理 5自在 6代理 7復作 第2節 1無無 2表 3 (》	型人の行為能 理権の消滅・ 己契約・双・ 型行為・・・・・・ 代理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	力 ····································	相反行為		
3代理 4代理 5自在 6代理 7復作 第2節 1無無 2表 3 (》	型人の行為能 理権の消滅・ 己契約・双・ 型行為・・・・・・ 代理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	力 ····································	相反行為		
3代理 4代理 5自在 6代理 第2節 第2節 2表型 3(2) 4表型	理人の行為能 理権の消滅・ 三契約・2 理行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	大理·利益 代理·利益 代理· 代理·	相反行為		- ! - (- (- (- (
3代理 4代理 5自在 6代理 第2節 第2節 2表型 3(2) 4表型	理人の行為能 理権の治滅・ 型行理・ で、 世界を 世界を を 世界を を 世界を を で、 を で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	力 ····································	相反行為		- (

2 取得	身時効 · · · · · · 75
3 消沥	战時効 76
	カの完成猶予と更新
5 時效	カ完成の効力
POINT	8
第6章/信	
第1節	
	至の譲渡
	産譲渡の対抗要件
	8者の抗弁等
第2節	- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
	室 の消滅 ······ 8
2弁	済
3相	殺 ······· 9:
第3節	債権者の保護 9
1債格	全者の保護規定 · · · · · 9
	全者代位権9
	9
	車帯債務と保証債務
第1節	連帯債務
	手債務とは ······ 10:
	計債務の効力 10
第2節	保証債務100
	E人とは 10c
	E債務の性質10 ⁰
3 連結	
4 共同	『保証
POINT	
第8章/お	・ さまざまな契約・不法行為等
第1節	委任
	£と準委任
	£者の義務と権利
	E契約の終了事由 ····· 11:
	徐 の効果
第2節	請負
1請負	負契約とは ······ 12

2契約内容不適合の場合の請負人の担保責任 …	120
第3節 贈与等	123
1 贈与契約	123
第4節 不法行為等	124
1 一般の不法行為	
2 特殊の不法行為	124
3 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効 …	126
POINT	129
第9章/物権	133
第1節 物権の特徴	134
1物権の性質	134
第2節 物権変動の対抗要件	136
1物権変動の対抗要件	136
2 第三者の範囲	137
3 登記が必要な物権変動	138
第3節 所有権と共有	143
1所有権の性質	143
2所有権と相隣関係	143
3共 有	144
第4節 用益物権	147
1 地上権	147
2 永小作権	148
3 地役権	148
第 5 節 占有権	150
11占有権とは	150
2 占有訴権	150
POINT	153
第 10 章/担保物権	157
第1節 担保物権の性質	158
1担保物権の種類	158
2 担保物権の性質	158
3担保物権の対抗要件	160
第2節 抵当権	161
1 抵当権の設定	161
2 抵当権の効力	162
3 抵当権の実行	163
4 抵当目的物の処分	166

5 賃賃	賞借の保護	167		
6 根抵当権 168				
第3節	質権	174		
1質	権	174		
第4節	法定担保物権	176		
1留置	置権			
2 先耳	仅特権	177		
POINT		180		
第 11 章/	· 相続···································	183		
第1節	相続	184		
1相約	売とは	184		
2 法定	定相続人と法定相続分	184		
	各と廃除			
	売の承認と放棄			
and a set	言			
6 遺電	習分	189		
7相約	売財産の帰属	190		
	(不動産の公示制度(不動産登記法)			
第1節	登記の仕組みと公開			
	助産登記法の目的			
	己のしくみ	198		
	己の公開			
第2節	登記の手続き			
	记手続の原則と例外			
	青情報と添付情報等の提供			
	72の受付と完了			
第3節	さまざまな登記 I	207		
1表元	示に関する登記と権利に関する登記	207		
	也の分筆・合筆の登記			
3 建物	勿の分割・合併の登記	209		
第4節	さまざまな登記Ⅱ	210		
1登記	己の種類	210		
2 仮3	登記	212		
POINT		214		
〔資料 Ⅰ	〕登記記録・表題部(土地・建物)	217		
〔資料Ⅱ	〕登記記録・権利部(建物・甲区)	218		

〔資料Ⅲ〕登記記録・権利部(建物・乙区) 〔資料Ⅳ〕登記識別情報サンプル	
第 13 章/賃貸借契約等・借地借家法	· 221
第 1 節 賃貸借契約等(民法)	
1 賃貸借契約	
2 存続期間と更新等	· 224
3 賃借権の譲渡・転貸	· 225
4敷 金	· 226
5 使用貸借契約	· 228
第2節 借地権	· 232
1 借地権とは	· 232
2 借地権の存続期間	· 233
3借地権の更新	· 233
4 裁判所による借地条件の変更及び増改築の許可	· 234
5借地上の建物の再築	· 234
6 借地権の譲渡・転貸	
7建物買取請求権	
8借地権の対抗要件	
9 定期借地権	
10強行規定	
第 3 節 借家権	
1 借家権とは	
2 存続期間と更新等	
3 借家権の譲渡・転貸	
4. 造作買取請求権	
5 借家権の対抗要件	
6借地上の建物の賃貸借	
7 居住用建物の賃貸借の承継	
8 定期建物賃貸借等 ······	
9 強行規定	
第4節 地代及び家賃	
1 増減額請求	
参考]借地・借家に関する法律の沿革と適用の関係	
POINT	· 250
第 14 章/建物区分所有法 ······	257
第1節 区分所有建物	
1区分所有建物	258

2 専有部分と共用部分	258
3數 地	259
第2節 区分建物の登記 (不動産登記法)	261
11区分建物の登記	261
2区分建物の登記申請	262
第3節 集会の決議	264
11区分所有者の意思決定の方法	264
2規 約	268
3 義務違反者に対する措置	269
4 共用部分の管理等	270
5区分所有建物の復旧・建替え	270
POINT ·····	273
〔資料V〕一棟の建物の表題部	276
〔資料VI〕専有部分の表題部	277
〔資料VII〕敷地の権利部(甲区)	278

はじめに

■ 民法とは

民法とは我が国で生活する人が、「人」と「人」との間で争いがおこった場合の処理の仕方を定めたものである。また、争いが起こらないように、あらかじめ法律でルールを定めておいたともいえる。明治31年(1898年)から施行されて今日に至っているため、現在の我々の社会生活にとって合わないものは、少しずつ何度も改正されてきている。そして、今回、民法が122年ぶりに大改正され、令和2年(2020年)4月1日施行となった。

それでもなお、我々の生活は、民法の成立した当時とは全く違ってきており、民法だけではカバーしきれなくなっているのが現状である。そこで、この民法を、私法の考え方の基本となる一般法と呼び、民法の対応しきれない部分或いは個別の原因によって民法とは別の取扱いをしなければならないものについては、特別法を定めて対応している。ちなみに、代表的な民法の特別法としては商法があげられる。また、宅建士の本試験に直接登場する特別法としては、借地借家法、建物の区分所有等に関する法律などがあり、いずれも民法の特別法である。

特別法と一般法の関係は、特別法に定められていることに関しては特別法が優先し、 特別法で触れていないことについては一般法が適用されることになっている。

特別法は、一般法に優先する、と言われるのはこのためである。

■ 民法の構造

民法は総則・物権・債権・親族・相続の5編から成り立っている。総則編は社会生活の主人公としての人や法人が法律行為をすることにより、いろいろな権利を取得したり、消滅させたりするルールが示してある。また、権利の取得、消滅は時間の経過によっても生ずるので、時効制度を付け加えてある。

次に、権利といっても無数にあるので、民法は権利の性質によって、物権と債権に 分類している。以上の総則・物権・債権を財産法といい、婚姻・相続等の家族等に関 する定めである親族・相続、すなわち家族法と区別される。

■ 宅建士本試験における民法等

民法等は、宅建士の本試験に登場する科目のうちで、最もボリュームのある科目である。民法のみで1000条を超え、本試験の民法等という科目では、さらにこれに特別法等が加わることになる。これを全部マスターすることは、不可能であると言ってもよく、幸いにしてその必要も無い。というのは、とりあえず、本試験に出題される所は、不動産取引に何らかの関連を持つ部分に限られているため、ある程度出題範囲

が限定されているのである。ただし、近年になって、判例問題等が多く出題されるようになり、繰り返し出題されている分野では、かなりレベルが高くなってきていることに注意しなければならない。

■ 本書の特徴

このテキストは目次をみるとわかるように、民法の条文の順序にはなってはいない。 契約(とくに売買契約)を中心に章を進め、次に物権を説明している。こちらの方が 初学者にとっては理解しやすいのではないかという配慮をしたつもりである。

■ 民法は何故必要か

民法が人と人との関係を規定した法律ならば、我々は民法を知らなくては困るはずである。しかし、大部分の人は民法を知らないし、知らなくても少しも困っていない。何故だろうか。その理由は「国民同士が決めたことに、国家は口出しをしない」からである。これを**私的自治の原則**という。お互いに納得して決めたことなら、当事者が守ってくれれば、それでよいのである。

そうすると、民法は特に必要ないということになってしまうが、国民同士でどのようなことを決めていいといっても、決め忘れることもあるし、すべてを決めていない場合もある。また大人と子供で決めると子供にとって不利になることも多い。その他にも殺人契約のように、常識で考えてもあってはならないこともある。このように、民法には、国民同士で決め忘れた場合や、弱者を保護するため、また公序良俗に反する行為を許さない等のために、規定がおかれているのである。

■本書の利用の仕方■

□ 本テキストは宅建士本試験の出題範囲の7項目のうち、「土地および建物についての権利および権利の変動に関する法令に関すること」を扱っています。

	試験の項目	Т	AC吗	称
1	土地および建物についての権利および権利の変動に関する法	民	法	等
1	令に関すること	K	五	₹
2	土地および建物についての法令上の制限に関すること	法	令上の治	削限
3	宅地および建物についての税に関する法令に関すること	そ	0	他
4	宅地および建物の価格の評定に関すること	関	連 知	識
5	宅地建物取引業法および同法の関係法令に関すること	宅	建 業	法
6	宅地および建物の需給に関する法令および実務に関すること	7	σ	他
7	土地の形質、地目および種別ならびに建物の形質、構造およ	関	連知	
'	び種別に関すること		产 和	邱以

② 民法等を14の章に分けて、各章ごとに「**学習項目と出題傾向」→「解説」→「ポイント整理」の構成**になっていますので、単に暗記をするのではなく、**問題提起→理解→記憶へと体系的に学習**することができます。

本節での学習項目と本試験での出題傾向

これから学習する内容が「本節での学習項目」として明示されています。また、 過去 10 年間の出題傾向をつかんでもらうために、「本試験での出題傾向」も掲載 しています。今年の本試験での重要度を判断し、出題予測にお役立てください。

ここで何を学ぶのか、何に重点をおいて学習したらよいのか、確認しながら取り 組みましょう。

本文 (理解)

- ① 各節の「見出し」に★★★→★★→★の重要度が示してあるので、学習する場合の目安にして下さい。最低限、★★★ランクはマスターすることです。★★ランクは合格するために理解しておきたいところです。
 - ★★★ランク~ほぼ毎年出題される
 - ★★ランク~2年から4年に一度出題される
 - ★ランク~5年から10年に一度出題される
- ② 重要事項についてはゴシック体(太字)で記してあります。

POINT

章の**重要項目やポイントを公式化**して箇条書きにまとめてあります。ここで取り上げた項目はすべて重要なものですから、章の内容を正しく理解し、記憶できているかどうか、ここでもう一度章の学習内容を振り返って復習をして下さい。

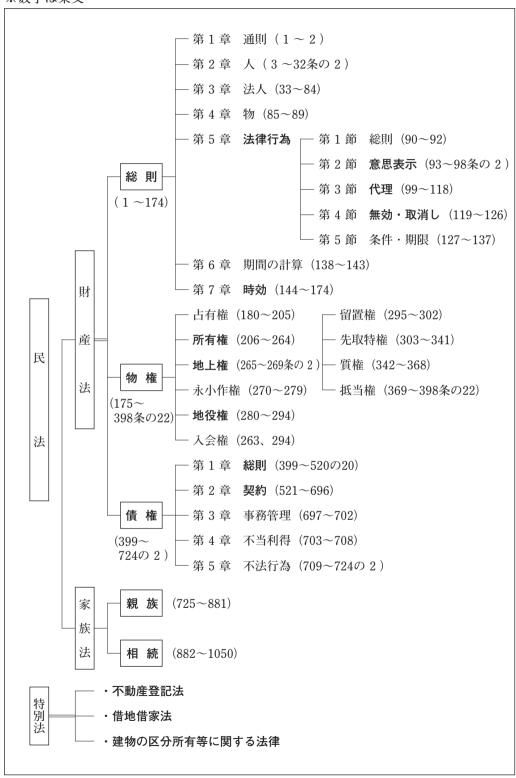
なお、本文の⇒の次の番号は、POINT 番号に対応しています。

Advanced Study

今まで出題されたことのある内容や、それに関連した内容で、**多少レベルの高い** 内容や、判例等を解説しています。各項目毎に、★★★、★★、★のランクがついています。★★★ランクは、レベルの高い内容ではありますが、出題傾向から言って押さえておいていただきたいものです。★★ランクは過去において出題頻度は少ないものの出題可能性のある論点、★ランクはこれに対して出題が稀であると考えてもよいでしょう。短期決戦(速修等)の方は、時間の都合によって★ランクは省略してもかまいません。

民法等の体系

※数字は条文



第1章

さあ、これから講義開始! 重要ポイントにカラフルなマーカーを引くなど、 この基本テキストを 皆さんオリジナルの学習アイテムにしていきましょう!

さて、いよいよ民法の学習がスタートします。民法は「人」と「人」 との関係を規定した法律ですが、大変古い法律ですから、中には普 段聞き慣れない言葉が多く出てきます。ここでは、民法に登場して くるいろいろな用語を掲載していますので、辞書がわりに使ってく ださい。

また、私達の社会ではさまざまな約束や取り決めが行われています。これを「契約」といいますが、契約はどのように成立し、どんな契約があって、その契約はどんな性質をもっているのでしょうか。この章では、これから民法という法律を学んでいくにあたって、基本的な知識を学習します。

第一節

基本用語の意味

これから民法という法律を学んでいくが、民法の条文の中には我々の普段の生活では使われないような法律用語がたくさん登場してくる。ここではこういった用語の意味を一覧表にまとめたので、意味を確認しながら学習を進めていこう。

			- IT
F	語 語		意味
			ある事実や事情を知らないこと。
(1)	善	意	例)物にキズがあることを知らないで買った買主を「善意の買
			主」という。
(2)	悪	意	ある事実や事情を知っていること。
			不注意、落ち度のこと。
(3)	過	失	過失には、軽過失と、重大な不注意である重過失(不注意の
			程度が著しい場合)とがある。
(4)	善意無過	過失	知らなかったことについて不注意・落ち度がないこと。
			知らなかったことについて不注意・落ち度があること。
(5)	善意有過	過失	例)物の表面にキズがあり、注意すれば気付くことはできたが、
			気付かず知らないで買ったような場合。
(6)	無	効	はじめから法律行為の効力が生じないこと。
(7)	取消	し	取り消すまでは有効、取り消されてはじめて無効になる。
(8)	履	行	実際に行うこと、実行すること。
(9)	債	権	特定の人が特定の人に対し、一定の行為を請求する権利。
(10)	債	務	履行しなければならない義務。
(11)	債 権	者	契約した内容の履行を請求する権利をもつ者。
			契約した内容を履行する義務を負う者。
			例) 債務者──(物の引渡し) ─→債権者
(12)	債 務	者	売主A === 売買契約 === 買主B
(12)	l貝 1分	13	債権者←─ (代金の支払い) ──債務者
			売買契約において、物の引渡しについては売主が債務者、代
			金の支払いについては買主が債務者となる。
(13)	当 事	者	契約をした場合であれば、契約をした双方の者。
(4.4)	** –	-17	当事者以外の者。ただし、当事者の包括承継人(相続人等)
(14)	第三	者	は該当しない。
(15)	対	抗	自分の権利であること、自分のものであることを主張すること。
(16)	対抗要	件	自分の権利・ものであることを主張する場合の根拠となるもの。
(17)	瑕	疵	種類又は品質に関して契約の内容に適合していないこと。欠陥。

(18)	遡及効	ある時点までさかのぼって効力を及ぼさせること。
(10)	~ /X ///	到来することが不確実なもの。
(19)	条 件	例) 子供が生まれたら~、転勤が決まったら~
		条件が成就することによって法律行為の効力が発生するもの。
	①停止条件	例) 転勤が決まったら家を売る→停止条件付き売買契約
		 条件が成就することによって法律行為の効力が消滅するもの。
	②解除条件	 例)子供が生まれたら借りていた家を明け渡す→解除条件付き
		賃貸借契約
(20)	期 限	到来することが確実なもの。
	①確定期限	到来する時期が定まっているもの。
	小唯化别似	例)10月15日に代金を支払う、1年後に借金を返す
	②不確定期限	到来することは確実だが時期は未定のもの。
	上 下框 化 物 似	例) 祖父が死んだら代金を支払う
		例えば、AがBへお金を貸し返済の日を10月20日と定めた
	期限の利益	場合、BはAに10月20日までお金を返さなくてよい。これを
(21)		「期限の利益」という。期限の利益は放棄することができるが、
(=1)	701177 4 1 1 June	相手方に不利益を与えることはできない。
		また、債務者が破産手続開始の決定を受けたとき等は、期限
		の利益を主張できなくなる。
		当事者間に取り決めのない場合や反対の証拠がない場合に、
(22)	推定する	ある事柄について法が一応の判断を下すこと(もし、反対の証
		拠の提出があればその判断を覆すことができる)。
(23)	みなす	法がそのように決めてしまうこと(たとえ反対の証拠の提出
(= 1)	\.£ -=	があったとしてもその判断を覆すことができない)。
(24)	追 認	行為のされた後でその行為を認めること。
(25)	催告	催促すること。
(26)	不動産	土地及びその定着物(建物等)。
(27)	動 産	不動産以外の物。
(28)	特定物	土地や建物、中古車など、特定の取引において、当事者が物の
		個性に着眼して取引した物。
(29)	不特定物	本、新車など、特定の取引において、当事者が物の個性にこだ
		わらないで取引した物。
(30)	天然果実	物の用法に従って収取される、生み出された物をいう。
		例)農産物、鉱物、ニワトリの卵
(31)	法定果実	物の使用の対価として受けるべき金銭等をいう。
(31)		例)アパートの家賃、地代等。

第1章 入門

(32)	表意者	意思表示をした者。							
(33)	援用	主張すること、その権利を使うこと。							
(34)	保存行為	財産の現状を維持する行為。							
(35)	利用行為	収益をもたらす行為。							
(36)	改良行為	値を高める行為。							
(37)	管理行為	一般的には、保存行為、性質を変えない範囲内での利用・改 良行為を総称していう。保存行為を除いて、利用・改良行為を 指すこともある。							
(38)	故 意	わざと。							
(39)	善管注意義 務	社会の一般人として取引上要求される程度の注意義務。これ より程度の低い注意義務に「自己の財産に対するのと同一の注 意義務」という注意義務もある。							
		裁判上の法的手続きで、債務者の財産を勝手に処分できない							
(40)	差 押 え	ようにしてしまうこと。これにより借金を支払わざるを得なく							
		なる。							
(41)	抵 当 権	A が B に 1,000 万円貸し、その 担保として B 所有の土地について 抵当権の設定を受けた。もし B が A に 1,000 万円返済できなければ 抵当権が実行され、それによって A が弁済を受けられるというシス テムである。							
(42)	第三取得者	A → B → C 1,000万円貸す 売 却 (第三取得者) 抵当権付きの土 地・建物を取得し た者等をいう。							
(43)	物上保証人	A							

(44)	競 売	売主が多数の者に対して買受けの申出を行わせて、最高価格の申出をした者に承諾を与える売買の方法。競り売り・入札等。 競売手続きを国家(裁判所)が管理するのが一般的である。
(45)	破 産	債務者がその債務を完済することができない場合に、債務者の総財産をすべての債権者に公平に弁済することを目的とする裁判上の手続き。その手続きは破産法という法律によって規定され、裁判所によって破産手続開始の決定がなされると「破産者」となる。
(46)	供 託	債権者が弁済を受領することができないような場合、供託所 (法務局等) に現金等を預けること。これでお金等を支払った ことになる。
(47)	被担保債権	例えばAがBから1,000万円の金を借りA所有の土地に抵当権を設定したとする。この抵当権は何を担保しているのかというとBのAに対する債権である。このように抵当権や質権等によって担保されている債権のことを被担保債権という。
(48)	登 記	不動産の所在や権利関係(所有者は誰か、誰かが使用する権限を有しているか、担保は付いているか等)などを登記所(法務局等)にある登記簿という帳簿に記録し、取引の安全を図るためのもの。
(49)	相続	人が死亡した場合において、その者の生前の意思や法律の規 定によって、その者が有していた財産上の権利や義務を特定の 者に包括的に承継させる制度。
(50)	被相続人	死んだ人、相続財産を承継される者。
(51)	直系尊属	父母、祖父母、曾祖父母といった、自分より目上の直系の親 族。
(52)	直系卑属	子、孫、ひ孫、といった自分より目下の直系の親族。
(53)	嫡 出 子	法律上の婚姻関係にある男女を父母として生まれた子。
(54)	非嫡出子	嫡出子以外の子。父子関係は認知が必要。
(55)	国 庫	国の財産を保管する機関。
(56)	代襲相続	相続を受けるべき者が死亡等によりいない場合、その者の子 が、親の受けるべき相続分を受けること。
(57)	包括承継人	相続、合併等によりその者の権利義務を一切承継する者。
(58)	特定承継人	売買等によりその者の権利義務の一部を承継する者。
(59)	転 貸	又貸しをすること。例えばAから家賃8万円でアパートを借りているBがこの部屋をCに10万円で貸したような場合。
(60)	任意規定	法律上一応の定めはあるが、当事者の取り決めで異なる定め をした場合はその取り決めに従うことができる規定。

第1章 入門

(61)	強行規定	法律上の定めに従わなければならない規定。当事者が特約で それに反する取り決めをした場合は、その特約は無効となる。
(62)	区分所有建物	1つの建物の中に複数の独立した所有権が存在する建物。分譲マンションが代表例。この独立した所有権を「区分所有権」、
		区分所有権を有する者を「区分所有者」という。
(63)	敷地利用権	マンション (専有部分) を所有するために、その敷地を利用するための権利。所有権と借地権がある。
(64)	管 理 者	管理組合の理事長等。管理人のことではない。

2節

契約 ★★

《本節での学習項目と本試験での出題傾向》

		23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年*
1	契約とは					0			0		
2	契約の種類と分類										
3	契約の有効・無効・取 消し							0	0		

[※] 令和2年10月実施分のみ(以下同様)

| 契約とは

契約とは、簡単に言うと「約束」である。売買契約を例に取ってみよう。

Aは、自己所有の土地を1,000万円でBに売る売買契約を締結した。

8

これは、Aを売主、Bを買主とする売買契約である。売買契約は、「売りましょう」という「申込み」と「買いましょう」という「承諾」(逆に、「売って下さい」という「申込み」と「売りましょう」という「承諾」)の2つが一致すること(合意)によっつは立する。つまり、契約は、原則として、「申込み」と「承諾」という当事者の意思表示の合致によって成立する(これを諾成契約という。522条1項)。契約書の作成は、契約の成立とは関係がない(522条2項)。

AとBがこの契約を締結することによって、Aは、Bに自分の土地を引き渡さなければならず、他方、Bは、Aに代金を支払わなければならなくなるのである。このようにして、契約というものが成立すると、契約をした当事者間にいろいろな権利や義務が発生することになる。

なお、契約の成立のためには、契約書の作成は不要であるが、後のトラブルを防止するために契約書を作成する場合が多い。契約書には印紙を貼り付ける等、費用がか ⇒2 かる場合があり、こういった費用は、当事者間で取り決めがない場合、双方が等しい割合で負担する(558条)。契約によって、双方ともに利益を受けるのが通常だからである。

2 契約の種類と分類

1. 契約の種類

契約の種類	内容	分類・補足
売 買 契 約	財産権を相手方に移転することを約束 し、相手方がそれに代金を支払う契約。	諾成、双務、有償契約
交換契約	財産権を相互に交換する契約。	諾成、双務、有償契約
贈与契約	財産権を無償で与える契約。	諾成、片務、無償契約
賃貸借契約	物を使用収益させることを約束し、相 手方がそれに賃料を支払う契約。	諾成、双務、有償契約
使用貸借契約	無償で使用収益をした後に返すという ことを約束し、貸主から借りる物を受 け取る契約。	諾成、片務、無償契約
消費貸借契約 (書面でする消 費貸借契約を 除く)	種類、品質及び数量の同じ物を返すことを約束して、相手方より金銭その他の物を受け取る契約。 借主は、借りたものをいったん使ってしまい、それと種類・品質・数量の同じ物を返す。	要物、片務、原則無償。 特約で有償
委任契約	法律行為をすることを相手方に委託 し、相手方が承諾する契約。	諾成、片務、原則無償。 特約があれば有償で後払い →この場合は双務
寄託契約	保管することを約束して、物を受け取 る契約。	諾成、片務、原則無償。 特約で有償→この場合は双 務
請負契約	仕事を完成することを約束して、相手 方がその仕事の結果に対して報酬を与 える契約。	諾成、双務、有償契約

2. 契約の分類

(1)

⇒1

	諾 成 契 約	要物契約
内 容	当事者の合意だけで成立する契約	合意の他に物の引渡し等の行為が
內 谷		ないと成立しない契約
例	売買契約・賃貸借契約・委任契約	質権設定契約等
	等 (ほとんどの契約は諸成契約)	

(2)

	双 務 契 約	片 務 契 約
由 宏	契約の当事者双方がそれぞれ対価	契約の当事者の一方だけが義務を
内 容	的な義務を負う契約	負う契約等
/fil	売買契約・賃貸借契約・請負契約	贈与契約・使用貸借契約等
例	等	

(3)

	有 償 契 約	無償契約
内 容	契約の内容に対価の支払いなどの	契約の内容に対価の支払いなどの
71 台	あるもの	ないもの等
例	売買契約・賃貸借契約・請負契約	贈与契約·使用貸借契約等
1311	等	

3 契約の有効・無効・取消し

1. 有効・無効・取消し

契約が"有効"、つまり、法律上の効力が認められた場合は、法律が、その契約の内容の実現に力を貸してくれたり、債務の履行を受けることを保護してくれる。

有効という言葉がある以上、無効という言葉もある。法律上、無効とは、その法律上の行為(たとえば、契約)から、何ら当事者の望んだ効果が生じないことを意味する。つまり、法律が、その契約の内容の実現には力を貸してくれないのである。

その結果、無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、原則として、相手方を原状に復させる義務を負う(121条の2。ただし、後で学習する意思無能力者や制限行為能力者等は、現に利益を受けている限度で返還すればよい)。

これに対し**取消し**とは、法律上、行為者等に法律上の行為の効力を否定することを認めるものである。**取り消すまでは一応有効とされ、取り消してはじめて、最初にさかのぼって無効とされる**(121条)。主張できる者は限られており、放置しておくと確定的に有効になる。追認によって、確定的に有効とすることもできる。

第1章 入門

2. 契約の有効要件

法律の理念に反する場合や一方にとって不当な結果になるような場合、法律が、その契約の実現に力を貸すことには問題がある。そこで、法律上無効である、又は取り消しうるとされるのである。取り消しうる場合は、おおまかにいえば、一方にとって不当な結果になるような場合であり、その不利を甘んじて受けようとするのだったら、それはそれでよいというものである。無効は、法律の理念からみて、当事者の意思がどうであろうと効力を認めるべきでないと考えられる場合である。

法律上、契約が有効とされるのは、当事者が十分な能力をもって、真意にもとづいて意思表示をした場合であって、その契約の内容の実現可能性、確定性、適法性、社会的妥当性が満たされる場合である。

3. 公序良俗違反の契約

⇒3 契約の内容が「公の秩序、善良の風俗」に反する契約(例えば賭博、妾契約など) は無効である(90条)。このような契約には、社会的な妥当性がないからである。 要するに、常識に反する契約の効力は認めないということである。

また、この無効は**絶対的な無効**であり、**善意の第三者にも対抗することができる**。 ※ 法律上ある事実を知らないことを「善意」という。逆に、知っていることを 「悪意」という。「第三者」についても、第1章第1節「基本用語の意味」参照。



第2節 契約

- 1. 契約は、原則として、「申込み」と「承諾」という当事者の**意思表示の合致** によって成立する(諾成契約)。**契約書の作成**は、契約の成立とは関係がない。
- 2. 契約費用は、当事者間で取り決めがない場合、双方が等しい割合で負担する。
- 3. 契約の内容が「公の秩序、善良の風俗」に反する契約は無効である。この無効は絶対的な無効であり、善意の第三者にも対抗することができる。

第2章 契約の有効要件

私たちの生活にはさまざまな契約が存在します。しかし、その法 律的意味を無条件に認めてよいのでしょうか。

例えば、契約を締結するにあたって、相手方にだまされたり脅されたりすることがあります。また、大人と子供が契約を締結した場合、子供は世の中を知らない分ハンディを負うことになります。

このような場合、必ずしも自分の意思で契約を結んだとはいえな いとも考えられます。

本章では、こうしたときのために民法が用意した救済措置について学習します。

第一節

意思表示 ★★★

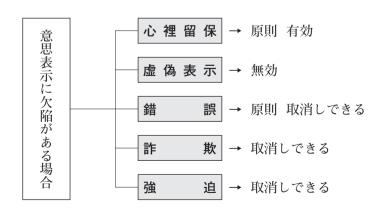
《本節での学習項目と本試験での出題傾向》

		23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
1	契約の有効性と意思表 示の欠陥										
2	心裡留保										
3	通謀虚偽表示		0			0			0		
4	錯誤	0		0			0		\circ	\circ	0
5	強迫	0						0			
6	詐 欺	0					0		0	0	
7	追認										
8	法律関係安定のための 制度										

■ 契約の有効性と意思表示の欠陥

法律上の行為(特に契約)は意思表示を中心的な要素として含む。契約は当事者間の合意であるから、意思表示は契約にとって重要な位置を占める。そこで、契約が有効とされるためには、完全な意思表示が必要である。この完全な意思表示とは、自由な意思に基づいた真意と一致する意思表示である。

民法は、意思と表示が食い違っている場合や、完全に自由に形成された意思に基づいてなされたものでない意思表示について、無効や取り消しうるとしている。ただし、第三者等を保護するために、無効・取消しの主張が制限されることがある。



心裡留保

⇒1 当事者の一方が、わざと真意と異なる意思表示を行った場合を心裡留保という。 心裡留保による契約は、相手方の保護のため、原則として有効だが、相手方が真意 ではないことを知っていた場合(悪意)か注意すれば知ることができた場合(善意有 過失) は、無効となる (93条1項)。

また、無効となるときでも、事情を知らない(善意の)第三者に対しては無効を主 張(対抗)できない(93条2項)。

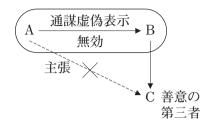


Aは、土地を売るつもりは全くないにもかかわらず、冗談でBに土地を売却す る契約を締結した。Aの意思表示は、有効だろうか。

ケースの場合、原則として有効。ただし、BがAの言葉を冗談だと知り、又は、知 ることができたときは無効となる。

3 通謀虚偽表示

⇒1



当事者が通謀して、真意と異なる意思表示をした場合を通謀虚偽表示という。この場合、当事者間では無効となるが(94条1項)、第三者保護の点から善意の第三者に対して無効を対抗することはできない(94条2項)。なお、この第三者とは、虚偽表示の当事者又はその一般承

継人以外の者であって、その表示の目的について法律上利害関係を有するに至った者をいう(判例)。そして、第三者は、善意であればよく、過失の有無は問わないし、登記を備えている必要もない(判例)。



🍎 🎟 ケース・スタディ 2

Aは債権者からの差押えを免れるため、知り合いのBと相談をして、Bに土地を売ったとする架空の契約書を作成し、Bに登記を移転した。このとき、AのBに対する意思表示は有効だろうか。

通謀虚偽表示であり、無効となる。

ただし、この無効は善意の第三者には対抗できない。

※ 転得者がいる場合



権利を取得した第三者(C)から、さらに権利を取得した者(D)を転得者という。転得者に関する問題としては、次の2つのケースが考えられる。

(1) Cが悪意でDが善意の場合

Cが悪意である場合、AはCに対して虚偽表示の無効を対抗できることはもちろんである。しかし、転得者Dが善意であれば、AはDに対して虚偽表示の無効を対抗できない(判例)。

(2) Cが善意でDが悪意の場合

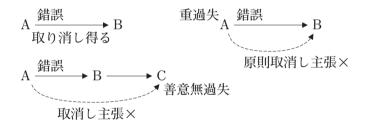
Cが善意である場合、AがCに対して虚偽表示の無効を対抗できないのはいうまでもない。では悪意のDをどのように考えるかである。このような場合、善意者Cのところで虚偽表示の有効が確定したと考え、悪意者Dといえども保護されると考えられている(判例)。

4 錯 誤

ない (95条4項)。

⇒1 意思表示をした者の意思や真意と表示に食い違いがありそれを知らずに意思表示をした場合、これを錯誤(勘違い)による意思表示という。錯誤には、①意思表示に対応する意思を欠く錯誤(表示錯誤)と、②表意者が契約等の法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤(動機の錯誤)の2種類がある(下記のケース・スタディは「表示錯誤」のケースである)。

そして、いずれの錯誤の場合も(ただし、動機の錯誤の場合は、下記のように表示が必要)、その錯誤が契約などの法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、表意者(錯誤により意思表示をした本人)は取り消すことができる(95条1項)。しかし、表意者に重大な過失(重大な不注意)がある場合は、取り消すことができない(95条3項。ただし、表意者に重大な過失があっても、①相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときや、②相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたときは、取消しをすることができる)。また、錯誤による意思表示の取消しは、善意無過失の第三者に対抗することができ





AがBに土地を1,000万円で売るつもりだったのに、ついうっかりして書面に100万円と書いてBに渡してしまったというように、表意者が勘違いをして意思と表示の食い違いを知らない場合、Aは、100万円と引き換えに土地をBに引き渡さなければならないのだろうか。

ļ

ケース・スタディの場合、表意者Aが食い違いを知らないので、心裡留保や虚偽表示とちがって、表意者を保護しなければならない。

Aは、意思表示を取り消せば、100万円と引き換えに土地を引き渡す必要はない。

⇒2 上記ケースの書き違いのような錯誤と異なって、たとえば「売る」とか「買う」という売買契約の意思表示そのものに錯誤があるのではなく、売買契約に至る動機に錯誤がある場合(「今なら課税されない」と思って売却するような場合)を、**動機の錯**

誤と呼ぶ。この場合は、取消しを主張される相手方の保護を考慮する必要がある。そこで、動機に錯誤がある場合の意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができるとされている(95条2項)。つまり、「表示」を要求することによって、相手方の安全を図っているのである。そして、判例は、動機の表示に関して、明示又は黙示の表示(黙示の表示とは、言葉で直接明示したわけではないが、周囲の事情や行動などから表示があったと判断される場合)でよいとしている。

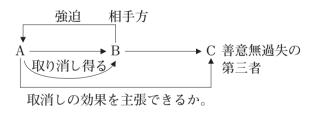
5 強 迫

強迫の場合は、誰に対しても取消しをもって対抗でき、表意者の保護が徹底されている(96条3項の反対解釈)。



グラー・カース・スタディ 4

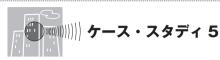
AはBに強迫されて自己所有の土地をBに売却した。Bはこの土地を不注意なく事情を知らないCという第三者に転売した。その後、Aは、強迫を理由としてBに対する意思表示を取り消した。この場合、Aは、善意無過失の第三者であるCに対しても取消しの効果を主張できるだろうか。



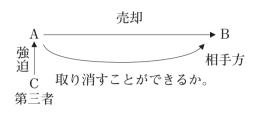
1

Aは、Cに対しても取消しの効果を主張できる。

□ **第三者が強迫**を行った場合は、**相手方が善意無過失であっても取り消すことができる** (96 条 2 項の反対解釈)。



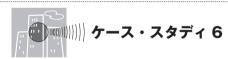
AはCに強迫されて自己所有の土地をBに売却した。このように第三者Cが強迫を行った場合でも、Aは、当該契約を取り消すことができるだろうか。



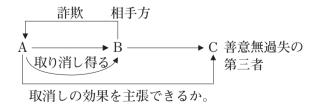
Aは、たとえBが善意無過失であっても、強迫を理由に、Bに対する売却の意思表示を取り消すことができる。

6 詐 欺

□1 だまされた結果、思いちがい(錯誤と異なり、重要な思いちがいでなくてもよい)をしてなした意思表示(**詐欺**による意思表示)は取り消すことができる(96 条 1 項)。 ただし、詐欺による取消しの場合は、**善意無過失の第三者には取消しをもって対抗できない**(96 条 3 項)。

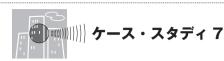


AはBにだまされて自己所有の土地をBに売却した。Bはこの土地を不注意なく事情を知らないCという第三者に転売した。その後、Aは、詐欺を理由としてBに対する意思表示を取り消した。この場合、Aは、善意無過失の第三者であるCに対して取消しの効果を主張できるだろうか。

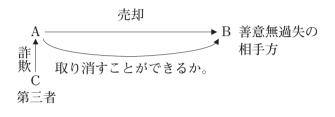


Aは、善意無過失の第三者であるCに対しては、取消しの効果を主張できない。

⇒3 第三者が詐欺を行った場合は、相手方がその事実を知り (悪意)、又は知ることができた(有過失)ときに限り、取り消すことができる (96 条 2 項)。



AはCにだまされて自己所有の土地をBに売却した。このように、第三者Cが 詐欺を行った場合、相手方Bがその事実を知らず、知ることもできなかったとき であっても、Aは、相手方のBに対して取り消すことができるだろうか。



相手方のBがその事実を知らず、知ることもできなかったときなら、Aは、売却の 意思表示を取り消すことができない。

7 追 認

「取り消すことができる行為」は、**追認**することができる。追認とは、取り消すことのできる行為(取り消されない限り有効な行為)について、取消権を放棄して、完全に有効にすることである。つまり、追認があると、以後、取り消すことができなくなる(122条)。

追認は、「取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、取消権を有することを知った後にしなければ」その効力を生じない(124条1項。ただし、法定代理人が追認する場合等を除く。124条2項)。「取消しの原因となっていた状況が消滅した後」とは、詐欺の場合はだまされたことを知った後、強迫の場合は強迫の状態が終わった後をいう。

3 法律関係安定のための制度

⇒4 1. 取消権の期間の制限(126条)

取消権は、**追認をすることができる時**から**5年**間行使しないときは、時効によって**消滅**し、**行為の時**から**20年**を経過したときも、同様である。つまり、いずれか早い時が経過すると、もはや取り消すことができなくなる。取消権が消滅すれば、契約は完全に有効となり、法律関係を安定化させることができる。

⇒5 2. 法定追認 (125条)

「追認」という意思表示をしなくても、**追認をすることができる時以後に**、追認権を有する者が、異議をとどめることなく、追認したと思わせるような行為をすることによって、追認とみなされる。これを法定追認という。これも法律関係の安定を目的とする。法定追認となる事由は、次のとおりである。

- ① 債務の一部又は全部の**履行**
- ② 相手方に履行を請求した場合
- ③ 担保を提供したり担保の提供を受けた場合
- ④ 取得した権利の一部又は全部の譲渡をした場合
- ⑤ 更改をした場合
- ⑥ 強制執行をした場合